

(5) 義務違反に対する制裁

契約時の書面交付等義務の違反に対する罰則はありませんが、貨物自動車運送事業者については、改正貨物法 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があり、荷主についてもトラック・物流 G メンによる是正指導の対象となる可能性があります (Q&A2-18)。

運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合は、行政処分の対象となる可能性があり、管理規程の届出をせず事業を行い、または管理者の届出をしない場合は、100 万円以下の罰金が科されることとなります (Q&A3-12)。

実運送体制管理簿の作成・保存義務違反、同管理簿に係る通知義務違反についても、改正貨物法 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があります (Q&A4-18、19)。

3 実務への影響と対応課題

改正貨物法による規制への対応を円滑に進めるには、関係各社において物流コンプライアンス体制の再構築を意識し、実施する必要があります。

自社が使用している運送契約書のひな形が必要事項を網羅しているか、見直しを早急に進める必要がありますし、運送の役務とそれ以外の役務の峻別が明確になっているかという実質にも目を向ける必要があります。

また、実運送体制管理簿を適切かつ効率的に作成するために、自社が使用している管理システムの改修 (例えば下請階層構造の可視化を高めるなど) が望ましい場合もあると思われます。

4 おわりに

改正貨物法は、物流効率化法と合わせて、物流業界の持続的成長を支える基盤整備のための重要なルールと位置付けられます。荷主、元請事業者、下請構造の中にある事業者がそれぞれの役割を果たすことが強く期待されます。

契約書の見直しを含めた新規制への対応についてご相談があれば、いつでも遠慮なくご連絡ください。

(注)

1 改正貨物自動車運送事業法 (令和7年4月1日施行) について https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第 16 回「フリーランス新法の概要と実務上の留意点」

講師：弁護士 前野陽平

開催日時：2025 年 3 月 19 日 (水) 15 時 00 分～15 時 30 分

2024 年 11 月 1 日にいわゆるフリーランス新法 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律) が施行され、数か月が経過しました。同法に関する相談は数多く寄せられており、まだまだ同法への対応が追いついていない事業者様が数多くいらっしゃると感じているところです。内閣官房・フリーランス法制準備室に在籍し、同法の立案作業を担当した弁護士が、同法の概要と実務上の留意点を解説したいと思います。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_wUjGKG8NSPKcOh5v7Ua24A

